

第 1 1 回こども家庭審議会基本政策部会審議事項についての意見

弁護士 木 田 秋 津

第 1 1 回こども家庭審議会基本政策部会で審議される事項に関連して、当職の意見は以下のとおりである。

第 1 「こどもまんなか実行計画」の策定について

- 1 「こどもまんなか実行計画」は、こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策をまとめるものであり、こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等の検証・評価を行うものとされている。
- 2 今般、こども政策推進会議において、初めての「こどもまんなか実行計画」が策定されるに際し、当該計画が各施策の単発的な羅列にとどまらず、こども大綱が示した「第 2 こども施策に関する基本的な方針」に掲げた 6 本の柱が基盤として貫かれていること、かつ、各施策が有機的に関連しており検証可能であることが期待される。
- 3 特に「第 2 こども施策に関する基本的な方針」として掲げられた 6 本の柱の先頭である「①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことは、我が国において、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神をふまえた「こどもまんなか社会」を実現するため、極めて重要である。
- 4 関連して、「こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する（大綱 10 頁 3～4 行目）」と明記されていることも再度確認する。「権利を基盤とした施策」を推進するためには、例えば個別の施策において、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約が規定する何についての権利を保障するものであるかを、常に具体的に関連づけて説明することも検討されたい。
- 5 また、こども大綱には「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する（大綱 15 頁 17～19 行目）」ことが明記されていることも重要である。
- 6 具体的な施策としては、こどもが教育の課程において、自らの権利について学習する機会が充実するよう学習指導要領の見直し等も検討されるべ

きである。特に、子どもの権利条約の認知度等調査結果をみると、条約について「聞いたことがない」と答える子どもが小学校高学年で約68%、中学生で約57%に及んでおり、従前のカリキュラムでは十分に条約で保障された権利を知り、互いに尊重し、行使することは不可能であり、抜本的な改定が必要である。

また、人権教育については、子どもにとどまらず、子どもに関わる全ての大人も対象となるべきである。具体的には、教師、裁判官、弁護士、国会議員、法執行者、公務員、地方自治体職員、子どもを拘禁する施設で勤務する職員、心理学者やソーシャル・ワーカーを含む保健関係職員に対し、継続的・組織的に実施される必要がある¹ところ、この点についても、こどもまんなか実行計画に盛り込むことを検討されたい。

第2 こども家庭審議会における調査審議について

- 1 調査審議については、こども大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価を所掌事務とする基本政策部会において実施するものとされるが、こども大綱では「内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議」を行うものとされている（大綱41頁下から4～3行目）。
- 2 特に、国連子どもの権利委員会から条約締約国に対して設置を求められている子どもの権利保護・促進のための独立機関（例えば、コミッショナー等）について、こども家庭庁設置法案・こども基本法案の国会審議を経て盛り込まれなかったものの、第三者機関であるこども家庭審議会による代替的な役割が強調されてきたことを踏まえると、本審議会委員の専門的知見を背景とした実質的な調査審議の行われることが期待される。
- 3 したがって、こども大綱に向けた答申の中間整理の際に寄せられたこども・若者や子育て当事者等の意見（が重要であることはいうまでもないが）、を踏まえた調査審議のみならず、委員の発議による調査審議も随時開催されることを求める。

以 上

¹ 第2回政府報告書に対する国連子どもの権利委員会の最終見解として「21（b）条約の原則及び規定に関する教育及び研修を、児童と共にまた児童のために働く全ての人々、特に、教師、裁判官、弁護士、国会議員、法執行者、公務員、地方自治体職員、児童を拘禁する施設で勤務する職員、心理学者やソーシャル・ワーカーを含む保健関係職員に対し引き続き、組織的に実施すること」が求められている

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0402/pdfs/0402_j.pdf 参照)。